

第61号議案

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

中間市長 松下 俊男

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(中間市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 中間市事務分掌条例(平成 17 年中間市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務部の項に次の 1 号を加える。

(15) 世界遺産に関すること。

第 2 条 中間市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「及び局」を削り、同項の表を次のように改める。

総務部

総合政策部

市民部

保健福祉部

建設産業部

環境上下水道部

第 1 条第 2 項中「上下水道局」を「環境上下水道部」に改める。

第 2 条の表総務部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 4 号とし、第 10 号から第 14 号までを 5 号ずつ繰り上げ、第 15 号を削り、同項に次の 1 号を加える。

(10) コンプライアンスの推進に関すること。

第 2 条の表総務部の項の次に次の 1 項を加える。

総合政策部

(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 行政改革の推進に関すること。

(3) 情報政策及び電子計算組織に関すること。

(4) 儀式及び秘書に関すること。

(5) 広報及び広聴に関すること。

(6) 世界遺産に関すること。

(7) 観光に関すること。

(8) 交通体系に関すること。

(9) 住環境政策の推進に関すること。

第 2 条の表市民部の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(7) 債権管理に関すること。

第 2 条の表建設産業部の項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とする。

第 2 条の表上下水道局の項を次のように改める。

環境上下水道部

(1) 下水道に関すること。

(2) 環境保全に関すること。

(3) 廃棄物の処理に関すること。

(4) エネルギー政策に関すること。

(中間市行政手続条例の一部改正)

第3条 中間市行政手続条例(平成8年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上下水道局」を「環境上下水道部」に改める。

(中間市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第4条 中間市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年中間市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部企画政策課」を「総合政策部企画政策課」に改める。

(中間市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 中間市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中間市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「上下水道局」を「環境上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。